

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する御意見募集に対して寄せられた御意見について

令和3年3月31日
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

標記について、ホームページを通じて御意見を募集しましたところ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）に定める様式について所要の措置を講ずる標記省令（案）の内容に関する御意見は0件でした。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第40号）に対する御意見を979件いただきました。

なお、当該政令については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第4条第2項及び第35条の4第2項の規定に基づき、労働政策審議会から意見を聴取することとされており、このため、行政手続法（平成15年法律第88号）第39条第4項第4号に掲げる命令に該当し、同条第1項が適用されないことから意見募集手続を実施しませんでした。

当該政令は、同審議会において議論した結果、令和3年2月5日に、同審議会からおおむね妥当との答申があったことを踏まえ、同月25日に公布されたところであり、今回いただいた御意見については、当該政令の施行に当たり参考とさせていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。